

さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第33回）

第1 日時

平成29年1月25日（水） 午後3時から午後5時まで

第2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】

秋吉仁美，伊藤敏孝，遠藤真澄，大澤利弘，大場玲子，加藤利雄，栗田和美，佐世芳，関根正昌，内藤晋太郎，福島貴代子，水谷元雄（五十音順，敬称略）

【オブザーバー】

（事件部）藤川浩，岩渕美枝子，河本泰彦，財前初美，佐々木拓也，永田美由
（事務局）加藤裕之，仲稔治，守田由紀子，現王園竜太，鈴木淳平

第4 議題

「家庭裁判所調査官の役割と機能について」

第5 議事概要

- 1 開会宣言
- 2 新任委員自己紹介（秋吉委員，大場委員，水谷委員）
- 3 退任委員紹介（古田委員，井原委員，大谷委員）
- 4 委員長選任（秋吉委員を選任）
- 5 委員長代理指名（大澤委員を指名）
- 6 委員より発表「少年事件報道の現状と課題」
- 7 議題「家庭裁判所調査官の役割と機能について」

家庭裁判所調査官の役割，機能，実際の職務内容，採用や養成制度等について説明した上で，意見交換及び質疑応答を行った。

（●は裁判所委員又は説明者，○は外部委員の発言内容）

- 家事調停事件では，調停手続終了後も，履行勧告等いわゆるアフターサービスの機会があると思うが，少年事件の場合にも，手続終了後に，家庭裁判所調査官が少年やその保護者に対してかかわっていく制度があるのかどうか伺いたい。
- 少年審判規則において，動向視察という制度が設けられており，家庭裁判所は保護処分が付された少年の動向に関心を持ち，家庭裁判所調査官等に保護処分が付された少年の処遇状況等を視察させるよう努めなければならないとされている。また，收容継続申請事件や戻し收容申請事件等，あらためて事件として係属すれば，家庭裁判所調査官が当該事件の調査として保護処分が付された少年や保護者にかかわることとなる。

- 事件として係属していない場合であっても、家庭裁判所調査官が、例えば各関係機関を紹介してつなげるなど、少年やその保護者の相談窓口のような役割を担うことはできないのだろうか。
- 家庭裁判所調査官は、あくまで家庭裁判所に送致された少年事件について、裁判官による調査命令を受けて職務を行っているのであり、その権限を越えて、事件係属していない少年やその保護者にかかわっていくことはできない旨ご理解いただきたい。
- 家庭裁判所調査官の高い専門性については存じ上げていたが、今回の説明を受けて、養成の手厚さについて新たに知ることができた。また、家事調停事件における家庭裁判所調査官の役割等をリアルに知ることができた。

少年事件調査の目的の一つに再犯リスクの評価が挙げられていたが、将来予測が必要であり、まさに家庭裁判所調査官の専門性が十分発揮される部分であると思う。再犯リスク評価の精度を高める取組等があれば教えていただきたい。
- 再犯リスク評価の精度を高めるためには、経過観察が重要である。この点、家庭裁判所調査官が作成する少年調査票やその他関係書類については、少年調査記録として一冊にまとめられ、当該少年が係属する度にその記録に編綴される仕組みになっており、それまでの経過が把握できる仕組みになっている。少年調査記録は、少年審判規則に基づき処遇機関にも引き継がれて活用されている。
- 家庭裁判所がこれまで蓄積してきた非行の原因やメカニズムを解明するための知識等を、家庭裁判所の内部だけでなく、ケーススタディの材料として、社会で共有していくことも必要なのではないか。
- 個別事件の機密性には十分配慮しなければならないが、家庭裁判所調査官がこれまで積み重ねてきた経験、知識を社会共有の財産として還元し、社会全体として少年の非行防止に役立てていくことは重要と考えられる。この点、家庭裁判所調査官研修所（現裁判所職員総合研修所）において、過去に家庭裁判所に係属した重大少年事件について研究し、その結果を公表したこともある。
- 家事調停事件のなかでも、特に子を巡る紛争については当事者の感情的対立が激しく、子はその板挟みになっているなど困難なケースが多く、その解決のためには、家庭裁判所調査官が専門性を活かして当事者に働き掛けを行うことが重要である。

面会交流を支援する団体もあるが、当事者に経済力がないとその利用が難しい場合もあり、当事者をサポートする体制としてはいまだ不十分ではないかと思う。

また、先ほどから話題として上がっている少年事件についても、その背景には家庭環境や貧困の問題等があるので、相談窓口等のサポートが必要であると思う。

家庭裁判所の手続が終了した後、社会全体としてより一層のサポート体制をどのように構築していけばよいか、問題意識を持っている。

8 次回テーマ等の選定「成年後見制度の概要及び成年後見関係事件の今後の課題」

9 閉会宣言

第 6 次回日時

平成 2 9 年 6 月 2 日 (金) 午後 3 時